別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）（平28法省令10・追加、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番　　号 年　月　日

口 頭 意 見 陳 述 不 実 施 通 知 書

殿

年　　月　　日付け　　からの　　に対する審査請求について，出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第１項ただし書の規定に基づき，下記の理由により，口頭意見陳述を実施しないこととしたので，通知します。

理　　由

□　（　　）により意見を述べる機会を与えることが困難と認められる

□　申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても，何らの難民となる事由を包含していない

□　その他（　　）

難 民 審 査 参 与 員

（注）　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とする。